

[様式 1-3]

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	山元町		事業実施主体 (直接/間接)	山元町 (直接)	
総交付対象事業費	705,473 (千円)		全体事業費	2,285,037 (千円)	
事業概要					
東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の家賃の低廉化を行う。					
<p>※山元町震災復興計画該当箇所及び概要</p> <p>6 復興のポイントと方向性 ー (1) 生活—②生活再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するため、家賃の減免を行います。 <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>未申請分である「平成 28 年度事業費」及び「平成 29 年度事業費」について増額したく、D-4-1 災害公営住宅整備事業 (山下地区) より、440,094 千円 (国費: 385,081 千円) を流用する。 ※ [H28] 15,562 千円 (国費: 13,616 千円)、[H29] 424,532 千円 (国費: 371,465 千円) これにより、交付対象事業費は 705,473 千円 (国費: 617,287 千円) から 1,145,567 千円 (国費: 1,002,368 千円) に増額</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)</p> <p>実績精算分の「平成 29 年度分」及び未申請分の「平成 30 年度事業費」について増額したく、D-17-1 都市再生事業計画案作成事業 (山下地区) より、400,000 千円 (国費: H24 予算 300,000 千円)、D-17-2 都市再生事業計画案作成事業 (坂元地区) より、86,176 千円 (国費: H24 予算 64,632 千円) を流用する。 これにより、交付対象事業費は、1,145,567 千円 (国費: 1,002,368 千円) から 1,562,291 千円 (国費: 1,367,000 千円) に増額</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月 11 日)</p> <p>実績精算分の「平成 30 年度分」及び未申請分の「平成 31 年度事業費」について増額したく、D-4-1 災害公営住宅整備事業 (山下地区) より 323,936 千円 (国費: H26 予算 283,444 千円)、D-4-2 災害公営住宅整備事業 (宮城病院地区) より 182,986 千円 (国費: H26 予算 160,112 千円)、D-4-3 災害公営住宅整備事業 (坂元地区) より 56,384 千円 (国費: H26 予算 49,336 千円) を流用する。 これにより、交付対象事業費は、1,562,291 千円 (国費: 1,367,000 千円) から 2,125,597 千円 (国費: 1,859,892 千円) に増額</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (令和 2 年 1 月 10 日)</p> <p>実績精算分の「令和元年度分」及び未申請分の「令和 2 年度事業費」について増額したく、D-4-3 災害公営住宅整備事業 (坂元地区)、★ F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より 159,440 千円 (国費: H26 予算 125,695 千円、国費: H26 予算 13,815 千円) を流用する。 これにより、交付対象事業費は、2,125,597 千円 (国費: 1,859,892 千円) から 2,285,037 千円 (国費: 1,999,402 千円) に増額</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～令和 2 年度>					
・家賃の低廉化を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波等により住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な被災者を対象として、災害公営住宅を整備するが、併せて被災者の居住の安定を確保するためには、家賃の低廉化を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

なし	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	山元町		事業実施主体(直接/間接)	山元町(直接)	
総交付対象事業費	107,747(千円)		全体事業費	294,853(千円)	

事業概要

東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、特に低所得者の負担軽減措置として災害公営住宅の家賃の低減を行う。

※山元町震災復興計画該当箇所及び概要

- 6 復興のポイントと方向性 - (1)生活-②生活再建支援
・災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するため、家賃の減免を行います。

(事業間流用による経費の変更)(平成29年1月19日)

未申請分である「平成29年度事業費」について増額したく、D-13-1 かけ地近接等危険住宅移転事業より、56,978千円(国費:42,733千円)を流用する。

これにより、交付対象事業費は107,747千円(国費:80,809千円)から164,725千円(国費:123,542千円)に増額

(事業間流用による経費の変更)(平成30年1月17日)

実績精算分の「平成29年度分」及び未申請分の「平成30年度分」について増額したく、◆D-20-1-1 防災緑地整備計画事業より、39,848千円(国費:H24 予算31,878千円)を流用する。

これにより、交付対象事業費は164,725千円(国費:123,542千円)から207,230千円(国費:155,420千円)に増額

(事業間流用による経費の変更)(平成31年1月11日)

実績精算分の「平成30年度」及び未申請分の「平成31年度分」について増額したく、D-4-3 災害公営住宅整備事業(坂元地区)より58,029千円(国費:H26 予算43,521千円)を流用する。

これにより、交付対象事業費は207,230千円(国費:155,420千円)から265,259千円(国費198,941千円)に増額

(事業間流用による経費の変更)(令和2年1月10日)

実績精算分の「令和元年度分」及び未申請分の「令和2年度分」について増額したく、★F-2-1-1 市街地復興効果促進事業より29,594千円(国費:H26 予算22,195千円)を流用する。

これにより、交付対象事業費は265,259千円(国費:198,941千円)から294,853千円(国費221,136千円)に増額

当面の事業概要

<平成25年度~令和2年度>

- ・家賃の低減を行う。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の津波等により住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な被災者を対象として、災害公営住宅を整備するが、併せて被災者の居住の安定を確保するためには、家賃の低減を行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体		山元町	事業実施主体 (直接/間接)	山元町 (直接)	
総交付対象事業費		10,954,501 (千円)	全体事業費	11,477,549 (千円)	
事業概要					
<p>津波被害が発生した地域又は災害危険区域の内、住民の居住に適さないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、内陸の地域に安全に暮らせる移転先の住宅団地の整備や移転費用の補助等を行うもの。</p> <p>第 1 種・第 2 種危険区域内で被災した 1,440 世帯のうち、移転促進区域内の 1,232 世帯を対象とする。単独移転する世帯、災害公営住宅に入居する世帯に対し、宅地買取りと移転費用を補助。住宅団地に移転する世帯に、宅地買取り、移転費補助、住宅団地造成、利子補助を行う。</p> <p>住宅団地については、新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺の 3 か所を整備し、町内の移転促進区域からそれぞれ希望の場所に移転する。</p> <p>また、住宅団地に必要な公共施設 (道路・公園)、公益施設 (集会所・福祉施設用地) の造成、集会所の建築を行う。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 10 月 15 日)</p> <p>移転促進区域内における宅地の買取りを行うにあたり、買取対象件数の増加により、平成 27 年度買取予定分の費用に不足が生じることから、D-13-1 がけ地近接等危険住宅移転事業より 523,048 千円 (国費: 457,667 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 9,525,146 千円 (国費: 8,334,502 千円) から 10,048,194 千円 (国費: 8,792,169 千円) に増額。</p> <p>【第 14 回申請額】 532,370 千円 (被災元地の買取費用: 536,862 千円、移転費等補助金: -4,492 千円)</p> <p>(事業年度の延伸) (令和 2 年 1 月 10 日)</p> <p>第 26 回申請については、買い取りを進めた被災元地において、ガレキの撤去や境界復元作業が事業期間内に終了できないため、終期を令和元年度から令和 2 年度に延長するもの。</p> <p>※山元町震災復興計画該当箇所及び概要</p> <ul style="list-style-type: none">・ 6 復興のポイントと方向性- (1) 生活-①生活・ 津波被害が甚大な区域について、災害危険区域を設定し、住居用の建物の建築を制限することにより、安全な居住地への誘導を図ります。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 造成施工、被災者支援補助					
<平成 26 年度> 造成施工、建築物 (集会所等) 発注、被災者支援補助					
<平成 27 年度> 造成施工、建築物 (集会所等) 発注・施工、被災者支援補助					
<平成 28 年度> 造成施工、建築物 (集会所等) 発注・施工、被災者支援補助					
<平成 29 年度> 被災者支援補助					
<平成 30 年度> 被災者支援補助、ガレキ撤去					
<平成 31 年度> 被災者支援補助、ガレキ撤去					
<令和 2 年度> ガレキ撤去、境界復元作業					
東日本大震災の被害との関係					
津波により沿岸部が壊滅的被害を受け、約 2500 世帯の家屋が被災した。このようなことから、沿岸部の地域は居住に適さないため災害危険区域に指定し、その区域内の住民を内陸の安全な地域に集団的移転を促進する必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業(補助率変更分)	事業番号	D-5-2
交付団体		山元町	事業実施主体(直接/間接)	山元町(直接)	
総交付対象事業費		0(千円)	全体事業費	443,469(千円)	
事業概要					
東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の家賃の低廉化を行う。 (管理開始後6年日以降の住宅が対象)					
※山元町震災復興計画該当箇所及び概要					
6 復興のポイントと方向性 (1)生活—②生活再建支援					
・災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するため、家賃の減免を行います。					
(事業間流用による経費の変更)(平成30年1月17日)					
未申請分の「平成31年度分」について増額したく、D-17-2都市再生事業計画案作成事業(坂元地区)より、30,639千円(国費:H24予算22,979千円)を流用する。					
これにより、交付対象事業費は0千円(国費:0千円)から27,575千円(国費:22,979千円)に増額					
(事業間流用による経費の変更)(平成31年1月11日)					
実績精算分の「平成30年度」及び未申請分の「平成31年度事業費」について増額したく、D-4-3災害公営住宅整備事業(坂元地区)より77,698千円(国費:H26予算64,748千円)を流用する。					
これにより、交付対象事業費は27,575千円(国費22,979千円)から105,273千円(国費87,727千円)に増額					
(事業間流用による経費の変更)(令和2年1月10日)					
実績精算分の「令和元年度分」及び未申請分の「令和2年度分」について増額したく、D-13-1がけ地近接等危険住宅移転事業、D-23-1防災集団移転促進事業(事業計画等の策定に関する事業)、★F-2-1-1市街地復興効果促進事業、D-1-3上平磯線道路整備事業(市街地相互の接続道路)、D-1-5町道山下花釜線道路整備事業(市街地相互の接続道路)より338,196千円(国費:H24予算114,845千円、H26予算34,184千円、H28予算132,801千円)を流用する。					
これにより、交付対象事業費は105,273千円(国費87,727千円)から443,469千円(国費369,557千円)に増額					
当面の事業概要					
<平成25年度~令和2年度>					
・家賃の低廉化を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波等により住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な被災者を対象として、災害公営住宅を整備するが、併せて被災者の居住の安定を確保するためには、家賃の低廉化を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					